

## 規格艇登録申請者制限の解除についての公告

関係各位

平成 19 年 7 月 1 日  
東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号  
**社団法人日本ボート協会**  
理事長 舘 次郎

当協会は、平成 19 年 12 月 31 日、日本ボート協会規格艇登録規定細則の附則 1「規格艇登録申請者は平成 19 年 12 月 31 日まで、過去に大会使用艇納入実績があるものとする」の制限を記載の通り解除します。この解除に伴い、平成 20 年 1 月 1 日から新規申請者の規格艇登録申請が可能となるので、日本ボート協会規格艇登録規定細則第 2 条が示す申請者となり得る艇製造・販売者の認定業務を平成 19 年 10 月 1 日から実施することをお知らせします。

つきましては、新規申請を希望する艇製造・販売者は、日本ボート協会規格艇登録規定細則第 2 条の条件を満たすことを示す書類を下記により当協会へ提出するようお願いいたします。

なお、登録申請の制限解除は次のように艇種ごと、段階的に実施します。これは、当協会側の審査業務量に制限があること、新規申請者の登録後の大会会場に於けるメンテナンス業務実行力を検証する必要があることによるものです。

■平成 20 年 1 月 1 日から申請受付：男子シングルスカル及び女子シングルスカル

■平成 20 年 9 月 1 日から申請受付：男子ダブルスカル及び女子ダブルスカル

男子用舵手付フォア、クオドルプル及び女子用舵手付クオドルプルの申請受付日は、平成 20 年度、21 年度の大会運営実績を考慮し、平成 21 年 12 月 31 日までに決定します。

### 記

1. 提出書類
  - 1) 競漕艇販売実績を示す書類（平成 17 年度、18 年度、19 年度）
  - 2) 都道府県協会、地方連盟主催で開催された競技大会に於ける艇の修理・調整・運搬業務実績を示す書類（平成 17 年度、18 年度、19 年度）
  - 3) 会社定款及び財務諸表（平成 17 年度、18 年度）
  - 4) 会社組織、従業員数及び業務分担（直近のもの）
2. 提出先  
〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号  
社団法人日本ボート協会
3. 問合せ先  
社団法人日本ボート協会 事務局  
電話：03-3481-2326

以上